

番組基準

前文

一般財団研究学園都市コミュニティケーブルサービス（以下「ACCS」という。）は、ケーブルテレビの社会的使命に鑑み、ケーブルテレビの健全な発達普及を促進し、もって公共の福祉の増進、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与することを使命とする。

ACCSは、この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる。

ACCSで放送する自主放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、地域性、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を發揮し内容の充実につとめる。

1. 生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に与える影響
6. 節度を守り、真実を伝える広告

次に番組の企画・制作実施に当たって守るべき番組基準を示す。

1章 人権

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。
- (4) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。

2章 法と政治

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- (2) 国及び国の機関の権威を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
- (4) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (5) 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重する。
- (6) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (7) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (8) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。
- (9) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

3章 児童及び青少年への配慮

- (1) 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (3) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。
- (5) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。特に報酬または商品を伴う児童参加番組においては、過度に射幸心をおこさせてはならない。

4章 家庭と社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

5章 教育・教養

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- (2) 教養番組は、形式や表現にとらわれず、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

6章 報道

- (1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしないようにする。
- (2) 取材・編集に当たっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (3) ニュース、ニュース解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

7章 宗教

- (1) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- (2) 特定宗教のために寄付の募集などは取り扱わない。

8章 表現上の配慮

- (1) 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- (2) わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。

- (3) 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
- (4) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。
- (5) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、その取り扱いに注意する。
- (6) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
- (7) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。
- (8) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように留意する。
- (9) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、日本放送協会と(社)日本民間放送連盟が定めた「アニメーション等の映像手法について」及び「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に従う。
- (10) いわゆるサブリミナル的表現手法は用いない。

9章 暴力・犯罪表現

- (1) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
- (2) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
- (3) 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように留意する。

10章 性表現

- (1) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように留意する。
- (2) 性感染症や生理衛生に関する事柄は、医学上、衛生学上、正しい知識に基づいて取り扱わなければならない。
- (3) 一般作品はもちろんのこと、たとえ芸術作品でも、極度に官能的刺激を与えないように留意する。
- (4) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。
- (5) 成人向けチャンネルについては、ペアレンタルロックなどの方法により未成年に視聴させない対策を行う。

11章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い

- (1) 視聴者に参加の機会を広く均等に与えるように努める。
- (2) 審査は、出演者の技能などに応じて公正を期する。
- (3) 賞金および賞品などは、過度に射幸心をそそらないようにし、社会常識の範囲内にとどめる。

12章 広告の表現

- (1) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように留意する。
- (2) 広告は、わかりやすい適正な言葉と文字を用いるようにする。
- (3) 視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。
- (4) その他細部の規定は(社)日本ケーブル連盟の放送基準13章～17章に準拠する。

13章 訂正

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

なお、関連法令は、すべての基準に優先するものであり、また(社)日本ケーブルテレビ連盟制定の放送基準も尊重する。

以上

附則

この基準は、昭和60年2月20日に制定する。

附則

この基準は、平成19年6月1日に制定する。